# 開発道路に関する占用料等徴収規則 （昭和四十二年建設省令第二十九号）

#### 第一条（趣旨）

道路法（以下「法」という。）第二十四条の二第一項、第三十九条第一項、第七十三条第二項及び第八十八条第二項並びに道路法施行令（以下「令」という。）第三十三条及び第三十四条第一項の規定により、開発道路に関し、国土交通大臣が徴収する駐車料金の徴収、占用料の額及び徴収方法並びに法第七十三条第二項の規定による手数料及び延滞金の徴収については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（開発道路に設けられる有料の自動車駐車場の名称等の告示）

国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により開発道路に設けられる自動車駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、当該自動車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示してしなければならない。

##### ２

国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、その旨を告示してしなければならない。

#### 第三条（占用料の額）

開発道路に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の規定により算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この条において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。  
ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、開発道路に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。  
ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

##### ３

国土交通大臣は、開発道路に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

* 一  
  令第十一条の八に規定する応急仮設住宅
* 二  
  法第三十五条に規定する事業及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業に係るもの
* 三  
  独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
* 四  
  公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
* 五  
  街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
* 六  
  前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

##### ４

開発道路に係る占用料で当該道路の指定の日の前日までに道路管理者である道又は市町村が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、当該指定の際現に当該道路管理者である道又は市町村が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

#### 第四条（占用料の徴収方法）

開発道路に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、当該占用の同意をし、又は当該占用の協議が成立した日から一月以内に納入告知書により一括して徴収するものとする。  
ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

##### ２

前項の占用料ですでに納めたものは返還しない。  
ただし、国土交通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、すでに納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算定した占用料の額をこえるときは、そのこえる額の占用料は、返還する。

##### ３

開発道路に係る占用料で当該道路の指定の日の前日までに道路管理者である道又は市町村が徴収すべきものは、前二項の規定にかかわらず、当該指定の際現に当該道路管理者である道又は市町村が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の徴収方法により徴収するものとする。

#### 第四条の二（開発道路に係る占用料の額の最低額）

開発道路に係る占用料の額の最低額の下限の額については、第三条第一項本文及び第三項の規定を準用する。  
この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

#### 第五条（手数料及び延滞金）

法第七十三条第二項の規定により国土交通大臣が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。

##### ２

法第七十三条第二項の規定により国土交通大臣が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る占用料及び負担金（以下本条において「負担金等」という。）の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から負担金等の納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。  
この場合において、負担金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあつた負担金等の額を控除した額による。

##### ３

前項の延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

##### ４

開発道路に係る占用料で当該道路の指定の日の前日までに道路管理者である道又は市町村が徴収すべきものに係る手数料及び延滞金については、前三項の規定にかかわらず、当該指定の際現に当該道路管理者である道又は市町村が法第七十三条第二項の規定に基づく条例で定めている手数料及び延滞金の例による。

#### 第六条（権限の委任）

第二条及び第三条第三項（同項第六号を除く。）に規定する国土交通大臣の権限は、北海道開発局長に委任する。

# 附　則

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

道の区域内の一般国道及び開発道路に関する占用料徴収規則（昭和二十八年建設省令第二十一号）は、廃止する。

# 附則（昭和四八年二月五日建設省令第二号）

##### １

この省令は、昭和四十八年二月二十日から施行する。

# 附則（昭和五二年九月一〇日建設省令第八号）

##### １

この省令は、昭和五十二年十月一日から施行する。

##### ２

開発道路に係る占用料で、この省令の施行の日前にした許可又は協議に係る占用の期間（当該占用の期間が昭和五十三年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、昭和五十三年三月三十一日までの期間に限る。）に係るものの額については、なお従前の例による。

##### ３

第四条第二項に規定する延滞金でこの省令の施行の日前に発せられた督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納付期限が指定されたものの額の計算については、なお従前の例による。

# 附則（昭和五八年九月一九日建設省令第一六号）

##### １

この省令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

##### ２

開発道路に係る占用料で、この省令の施行の日前にした許可又は協議に係る占用の期間（当該占用の期間が昭和五十九年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、昭和五十九年三月三十一日までの期間に限る。）に係るものの額については、なお従前の例による。

# 附則（昭和五九年五月一五日建設省令第七号）

この省令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律（昭和五十九年法律第二十三号）の施行の日（昭和五十九年五月二十一日）から施行する。

# 附則（昭和六二年三月二五日建設省令第四号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六二年九月一二日建設省令第一七号）

##### １

この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

##### ２

開発道路に係る占用料で、この省令の施行の日前にした許可又は協議に係る占用の期間（当該占用の期間が昭和六十三年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、昭和六十三年三月三十一日までの期間に限る。）に係るものの額については、なお従前の例による。

# 附則（平成元年三月三一日建設省令第七号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

# 附則（平成三年一〇月二一日建設省令第一八号）

この省令は、平成三年十一月一日から施行する。

# 附則（平成七年一一月七日建設省令第二五号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

# 附則（平成九年三月二六日建設省令第三号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附則（平成一〇年三月六日建設省令第三号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

# 附則（平成一〇年九月二日建設省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一月三一日建設省令第一〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年一一月二〇日建設省令第四一号）

##### １

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一五年三月二八日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一五年三月二八日国土交通省令第三八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年一二月二八日国土交通省令第一二三号）

この省令は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十九年一月四日）から施行する。

# 附則（平成一九年八月三日国土交通省令第七五号）

##### １

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年一月一八日国土交通省令第二号）

この省令は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二二年一二月三日国土交通省令第五九号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成二三年一〇月一九日国土交通省令第七六号）

この省令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。

# 附則（平成二四年一二月一二日国土交通省令第八八号）

この省令は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二五年九月二日国土交通省令第七四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月二日）から施行する。

# 附則（平成二五年一一月二〇日国土交通省令第八九号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成二六年三月二八日国土交通省令第三六号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成二七年一月二三日国土交通省令第四号）

この省令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月三一日国土交通省令第三九号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二九年一月一八日国土交通省令第二号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年九月二八日国土交通省令第七四号）

この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。